

熱中症予防管理者教育 開催の案内

夏季を中心に職場での熱中症災害が多発しており、重篤化して死亡に至る事例が報告されています。

令和 7 年 6 月施行された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、事業者に対し『早期発見のための体制整備』『重篤化を防止するための措置の実施手順の作成』『関係作業員への周知』が罰則付きで義務化されました。

本改正の適用は、事業者の業種や人数及び屋内・屋外を問わず全ての事業場が対象となります。

労働者を高温多湿作業場において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育を行うこととなります。

当協会は職場における『熱中症予防対策の知識と管理能力の向上』を目的として『熱中症予防管理者教育』を開催致します。

貴事業場の作業を管理する方及び関係者の皆様に、ぜひ受講いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 8月5日(水) 13時25分～17時50分 (受付開始13時15分)
- 2 講習会場 熊谷文化創造館さくらめいと 会議室1 熊谷市拾六間111番地1
JR高崎線籠原駅南口下車 徒歩約15分 タクシー約5分
- 3 申込先 (一社)熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストーンビル1階
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 **60名** 募集締切り 7月27日(月) (**最少催行人員 20名**) (**定員超過時はキャンセル待ち**)
- 5 受講資格 満18歳以上
- 6 講習科目 ①関係法令②熱中症の症状③熱中症の予防対策④緊急時の救急処置⑤熱中症の事例
- 7 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 8 講習費用 **7,150円**【内訳:受講料6,000円消費税600円、教材費500円消費税50円】
熊谷協会員**6,160円**【内訳:受講料5,100円消費税510円、教材費同上】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 9 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ熊谷地区労働基準協会宛に FAX をお送り下さい。
協会は **FAX 受信後、記入項目を確認のうえ『受付通知票』を FAX で返信通知します。**
『受付通知票』を受信後、協会宛に『申込書原本と返信用封筒(切手貼宛名記入)』を2週間以内に送って下さい。『受講票』は返信用封筒で送ります。印刷して当日提出して下さい。
『申込書原本』発送後、2週間後までに『受講票』が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
請求書は申込者全員に発行します。
※受付は9時～16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 10 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 **普通 No.0455112**
(一社)熊谷地区労働基準協会 宛(振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりにさせていただきます。
※講習費用納入期限は7月27日(月)です。期限迄に必ず納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 11 その他 (1)テキストは講習当日お渡しします。(2)当日の代替者の出席受講は認めません。
(3)講習中は全ての電子機器類は使用禁止です。違反行為者は退場していただきます。
(4)昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。講習中はマスク着用をお願いします。
(5)駐車場完備500台。熊谷市条例により会場と敷地内(含自動車内)は全て禁煙です。